

| 相談名                     | 日時   | 場所                             | 内容  | 問合せ  |
|-------------------------|--|--------------------------------|---|--|
| 人権・行政相談                 | 9月8日(月)・10月7日(火)<br>いずれも午後1時～4時  | 役場第二庁舎3階<br>会議室                | 人権相談…差別、嫌がらせ<br>など人権に関する相談<br>行政相談…国や行政などの<br>仕事や手続きに関する相談                                  | 企画財政課<br>TEL 991-1815<br>総務課<br>TEL 991-1895             |
| 弁護士による<br>法律相談<br>(要予約) | 9月17日(水)・26日(金)<br>いずれも午後1時30分～4時<br>※5日(金)から予約受付  | ふれあいセンター<br>介護相談室              | 法律に関する相談  | 社会福祉協議会<br>TEL 991-2701                                  |
| 心配ごと相談                  | 9月17日(水)・10月17日(金)<br>いずれも午後1時30分～4時   | ふれあいセンター<br>介護相談室              | 生活に関する相談  | 社会福祉協議会<br>TEL 991-2701                                  |
| 教育相談                    | 月～金曜日<br>午前9時30分～午後4時30分   | 教育相談室<br>(適応指導教室内)             | 子どもの悩みや問題に関する<br>相談   | 適応指導教室<br>TEL 992-2000                                   |
| 就学相談<br>(要予約)           | 月～金曜日<br>午前9時～午後5時   | 役場第二庁舎2階<br>教育総務課              | 平成27年4月以降に入学する<br>お子さんの発育や障がい<br>などに関する相談   | 教育総務課<br>TEL 991-1864                                    |
| 税理士による<br>税務相談          | 9月3日(水)・10月1日(水)<br>午後1時～4時  | 役場第二庁舎3階<br>会議室                | 税金に関する相談  | 税務課<br>TEL 991-1833                                      |
| 消費生活相談                  | 月～木曜日<br>午前10時～正午、午後1時～4時  | 役場第二庁舎1階<br>消費生活センター           | 買い物や商品の苦情、契約<br>に関するトラブルなど消費<br>生活に関する相談  | 環境経済課<br>TEL 991-1854                                    |
| 女性相談・<br>育児相談<br>(要予約)  | 9月1日(月)・29日(月)いずれも午前<br>9時30分～午後0時30分<br>9月3日(水)・10日(水)・13日(土)・17<br>日(水)・24日(水)・27日(土)いずれも<br>午後1時～4時<br>※お急ぎの場合、相談日以外も受付 | 役場内相談室<br>(保育あります)             | 女性相談…男性からのDV、<br>ストーカー、女性の生き方<br>などでお悩みの方を対象と<br>した相談<br>育児相談…子育てや育児で<br>悩んでいる方を対象とした<br>相談 | 企画財政課<br>TEL 991-1815<br>TEL 991-1825<br>(月・水・土曜日<br>のみ) |
| 人権相談                    | 月曜日<br>午前9時～午後4時   | さいたま地方法務<br>局越谷支局<br>(越谷市東越谷)  | 差別、いじめ、嫌がらせなど<br>人権に関する問題の相談  | さいたま地方法<br>務局越谷支局<br>TEL 048-966-13<br>37                |
| 不動産相談                   | 9月22日(月)・10月26日(日)<br>いずれも午前10時～午後3時   | 埼玉県宅建協会越<br>谷支部(越谷市役<br>所駐車場隣) | 弁護士と相談員による不動<br>産に関する相談   | 埼玉県宅建協会<br>越谷支部 TEL 048<br>-964-7611                     |

わが家のエンジェル



ふくいふうが  
福井風雅くん  
[H25.7.22]

コメント  
思いやりのある優しい子に  
なってね。

◆写真・住所・保護者の氏名とお子さんの氏名(ふりが  
な)・生年月日・電話番号・簡単なコメントを添えて、  
総務課 秘書広報担当までお申込みください。

◆休日証明書等交付窓口

日 時 / 9月14日(日)、28日(日)  
いずれも午前9時～午後1時  
場 所 / 役場本庁舎1階 住民ほけん課  
証明書等 / 住民票・印鑑登録証明書・戸籍謄本等・  
パスポート受取  
問 合 せ / 住民ほけん課 TEL 991-1866

人口 / 3万669人(前月比7人減) 男 = 1万5,500人  
女 = 1万5,169人 世帯数 / 1万1,587世帯 (8月1日現在)

7月分 火災 / 1件(8件) 救急 / 101件(649件)  
交通事故 / 35件(311件) 死者 / 0人(0人)

※( )内は1月からの累計

役場の土・日・祝日及び夜間(午後5時15分～  
翌日午前8時30分)の問合せ / 守衛室 TEL 991-1900

広報まつぶし No.544 発行日 平成26年9月1日

編集・発行 総務課 〒343-0192 埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地 TEL 991-1898(直通) FAX 991-7681 ※松伏町の市外局番は「048」です。

※この広報紙は1部あたり約19円(印刷製本費)で作成されています。(再生紙を使用)

※この広報紙は目にやさしく読みやすいユニバーサルデザイン(UD)書体を使用しています。

松伏町情報発信ツール



町公式Twitter



町公式Facebook



マッパーメール  
(メール配信サービス)

